



宮 崎 県 公 報

平成22年3月29日 (月曜日) 第 2170 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

	頁
告 示	
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財政課) 1	
○平成22年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格…………… (総務事務センター) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 2	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出…………… (商業支援課) 3	
○地図及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 3	
○基本測量終了の通知…………… (管理課) 4	
人事委員会規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 4	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 7	
○職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則…………… 7	
○平成4年改正給与条例附則第11項の規定による住居手当の支給に関する規則等を廃止する規則…………… 8	
選挙管理委員会告示	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出…………… 9	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨…………… 11	
収用委員会告示	
○収用の裁決手続の開始決定…………… 12	

告 示

宮崎県告示第 188号

相模原市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第 252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に相模原市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「岡山市」の下に「相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 189号

平成22年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年宮崎県規則第69号) 第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 (以下「競争入札」という。) に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱 (昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という

。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書 (以下「申請書」という。) 及びその申請書に添付する書類 (要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。) は持参又は送付 (郵便にあつては、書留に限る。) により提出すること。

なお、申請書類 (申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。) を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時 (土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで) 受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

なお、申請書類は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成23年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月1日から平成23年7月31日までに（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業種	営業種目	種目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		カラー印刷
フォーム印刷		
特殊印刷		
青写真		
航空写真・マイクロ写真		
薬品類	医薬品	
	農業薬品	

	燃料類	化学工業薬品
		石油製品
		高压ガス
	家具・木工類	家具・木工
		室内装飾・畳
	寝具・被服類	寝具
		被服・装備品
		消防・警察用品
		靴・鞆
	百貨・日用品類	百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
スポーツ用品		
金物・荒物・雑貨		
食品		
看板・旗類		看板
	旗・染物	
その他	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
	その他	
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理（システム開発を含む。）
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
廃棄物処理		
調査・研究・検査		
その他		

宮崎県告示第 190号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
21年-60	映画	新・監禁逃亡 美姉妹服従の掟	カワノゴウシ組、竹書房、クレイ、新東宝映画	平成22年3月17日

21 -61	映画	させちゃう秘書 生好き肉体残業	荒木組 オーピー映画	
21 -62	映画	ある歯科医の異常な愛-狂乱オーガズム-	黒川組 新日本映像	
21 -63	映画	性交エロ天使 たっぷりご奉仕	竹洞組 オーピー映画	
21 -64	映画	団地妻・昼下がりの情事	アルチンボルド、日活、スカパー ブロードキャスティング	
21 -65	映画	後ろから前から	アルチンボルド、日活、スカパー ブロードキャスティング	
21 -66	映画	ニンジャ・アサシン (原題) NINJA ASSASSIN	ワーナー (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アタックスえびの店
えびの市大字向江字岩次 192番8 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後8時
(変更後) 午後10時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分～午後8時30分
(変更後) 午前8時30分～午後10時30分
- 3 変更する年月日
平成22年3月17日
- 4 上記2の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀待
小林市大字真方 218番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マミーズマーケット 代表取締役 金田賢二
大分県佐伯市大字池田1107番地
 - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,390㎡
 - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数

- 建物敷地内 48台
- ② 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 17台
- ③ 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 50㎡
- ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 31.17㎡
- (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前9時
 - ② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地南東側 2箇所
 - ③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 5 届出年月日
平成22年3月16日
- 6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 7 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商業支援課
 - (2) 期間
平成22年3月29日から平成22年7月29日まで
- 8 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
日南市
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成21年11月20日
- 3 地籍調査を行った地域
日南市南郷町中村乙の一部
- 4 認証年月日
平成22年3月12日

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 地籍調査を行った者の名称
東臼杵郡美郷町
- 2 地籍調査を行った期間
平成20年4月1日から平成21年11月12日
- 3 地籍調査を行った地域
東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野の一部
- 4 認証年月日
平成22年3月16日

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成21年宮崎県公報第2122号による基本測量（基準点現況調査作業）が平成22年2月26日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成22年3月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の 145</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の 195</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の 170</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>6月に支給する場合においては 100分の70（特定管理職員にあっては、100分の90）、12月に支給する場合においては 100分の80（特定管理職員にあっては、100分の 100）</u></p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の90</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の 140</u>（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の 180</u>）</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の 160</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の70（特定管理職員にあっては、100分の90）</u></p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>6月に支給する場合においては 100分の80、12月に支給する場合においては 100分の90</u></p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第7号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和46年宮崎県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。))附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。)であった者に限る。) 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、<u>「受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、<u>「給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とする。</u></p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年宮崎県条例第47号。以下「平成21年改正県給与条例」という。))附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。第5条第3項第2号において同じ。)であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「<u>受けていた給料の月額を同日における職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、<u>前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。</u></p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項(前項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」とあるのは、「<u>給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「<u>に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。</u></u></p>

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して

(3) 育児短時間勤務職員等であって、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給)

第5条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であった者に限る。) 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について平成21年改正県給与条例の施行の日における平成21年改正県給与条例第1条の規定による改正後の県給与条例の規定及び平成21年改正県給与条例第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成17年宮崎県条例第76号)附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項(前項第1号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額 () とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額合計額 () と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を県給与条例第6条の2の2第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第8号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）			別表第7 昇格時号給対応表（第22条関係）		
ア～カ [略]			ア～カ [略]		
キ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表			キ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表		
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給	
	2級	[略]		2級	[略]
[略]			[略]		
58	<u>34</u>	[略]	58	<u>33</u>	[略]
59	<u>35</u>		59	<u>34</u>	
60	<u>36</u>		60	<u>34</u>	
61	<u>37</u>		61	<u>35</u>	
62	<u>37</u>		62	<u>35</u>	
63	<u>38</u>		63	<u>36</u>	
64	<u>38</u>		64	<u>36</u>	
65	<u>39</u>		65	<u>37</u>	
66	<u>39</u>		66	<u>38</u>	
67	<u>40</u>		67	<u>39</u>	
[略]			[略]		
ク・ケ [略]			ク・ケ [略]		

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

宮崎県人事委員会規則第9号

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する規則(平成11年宮崎県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)	(育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間)
第2条 育児休業条例第7条第1項及び第3項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1)～(3) [略]	第2条 育児休業条例第7条第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 (1)～(3) [略]

(地域手当に関する規則の一部改正)

第2条 地域手当に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(端数計算)	(端数計算)
第4条 県給与条例第5条の5第2項又は第5条の6の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。県給与条例第8条第4項及び第5項(県給与条例第8条の4第4項において準用する場合を含む。)、第8条の4第3項並びに第8条の5第5項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。	第4条 県給与条例第5条の5第2項又は第5条の6の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。県給与条例第8条第4項及び第5項(県給与条例第8条の4第4項において準用する場合を含む。)並びに第8条の4第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 特定の職員に対する地域手当の支給に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。職員の給与に関する条例第8条第4項及び第5項(同条例第8条の4第4項において準用する場合を含む。)、第8条の4第3項並びに第8条の5第5項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。	第5条 改正条例附則第8項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の職員給与条例第5条の7の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。職員の給与に関する条例第8条第4項及び第5項(同条例第8条の4第4項において準用する場合を含む。)並びに第8条の4第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成4年改正給与条例附則第11項の規定による住居手当の支給に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第10号

平成4年改正給与条例附則第11項の規定による住居手当の支給に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

- (1) 平成4年改正給与条例附則第11項の規定による住居手当の支給に関する規則(平成4年宮崎県人事委員会規則第23号)
- (2) 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成15年宮崎県人事委員会規則第20号)
- (3) 最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成16年宮崎県人事委員会規則第20号)
- (4) 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年宮崎県人事委員会規則第28号)
- (5) 昇格又は降格の特例に関する規則(平成17年宮崎県人事委員会規則第29号)
- (6) 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則(平成17年宮崎県人事委員会規則第30号)
- (7) 職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成18年宮崎県人事委員会規則第

2号)

(8) 降格の特例に関する規則 (平成21年宮崎県人事委員会規則第22号)

(9) 平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (平成21年宮崎県人事委員会規則第23号)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法 (昭和23年法律第 194号) 第 6 条第 1 項及び第 7 条並びに第17条第 1 項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項及び第17条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 3 月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大西幸二グリーンパーティー	大 西 幸 二	大 西 健	延岡市古城町 5 丁目 39-1	平成22年 1 月12日
延岡を変えよう会	有 留 秀 雄	吉 田 敏 春	延岡市安賀多町 4-4-1	平成22年 1 月13日
新生小林市を実現する会	大 嶋 剛	柳 康 美	小林市水流迫1084-1	平成22年 1 月14日
山本充志後援会	鶴 丸 千 夏	徳 富 信 夫	宮崎市吉村町曾師前甲3168	平成22年 1 月15日
幸福実現党宮崎南部後援会	松 原 慎 治	松 原 慎 治	宮崎市谷川 2 丁目 2-36	平成22年 1 月15日
幸福実現党日向後援会	北御門 孝	長 岡 由 実	日向市日知屋 348-1	平成22年 1 月15日

2 異動届

○政党

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党宮崎県ふるさと振興支部	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋 1-17-1	宮崎市大塚町地蔵田4616-2	平成22年 1 月15日
自由民主党宮崎県衆議院選挙区支部	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋 1-17-1	宮崎市大塚町地蔵田4616-2	平成22年 1 月15日

○その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
森重政名後援会	代 表 者	丸 目 久 男	迫 田 正 敏	平成22年 1 月 6 日
	会 計 責 任 者	森 重 ヒロ子	内 野 義 暢	平成22年 1 月 6 日
新生延岡を応援する会	政 治 団 体 の 名 称	新生延岡を応援する会	新しい延岡を創る会	平成22年 1 月 8 日
	主たる事務所の所在地	延岡市昭和町 1-12-5	延岡市萩町 103-3エス	

			ポアール 703号	
すどう正治と新しい延岡を創る会 (正新会)	代 表 者	井 上 清 美	中 元 寺 昌 俊	平成22年1月8日
大庭隆昭後援会	代 表 者	大 庭 純 夫	井 上 孝 安	平成22年1月13日
幸福実現党宮崎県本部	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲 3168	宮崎市橘通東4丁目2 - 8	平成22年1月15日
	代 表 者	高 畑 タヨ子	鶴 丸 千 夏	
	会 計 責 任 者	鶴 丸 千 夏	木 澤 義 臣	
幸福実現党宮崎後援会	政治団体の名称	幸福実現党宮崎後援会	鶴丸千夏後援会	平成22年1月15日
	主たる事務所の所在地	宮崎市吉村町曾師前甲 3168	宮崎市橘通東4丁目2番 8号	
	代 表 者	鶴 丸 千 夏	小 嶋 一 彦	
	会 計 責 任 者	徳 富 信 夫	木 澤 義 臣	
上杉光弘後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市松橋1-17-1	宮崎市大塚町地藏田4616 - 2	平成22年1月15日
幸福実現党延岡後援会	政治団体の名称	幸福実現党延岡後援会	しまさき義和後援会	平成22年1月15日
	会 計 責 任 者	箕 輪 雪 美	三 宅 正 文	
幸福実現党都城後援会	政治団体の名称	幸福実現党都城後援会	松原慎治後援会	平成22年1月18日
	主たる事務所の所在地	都城市一万城町39-8	都城市年見町10-8蔵元 ビル1F東	
	代 表 者	米 田 節 子	松 窪 貞 夫	
	会 計 責 任 者	川 畑 悦 子	田 中 龍 久	
日本司法書士政治連盟宮崎会	代 表 者	川 越 和 秀	長 友 克 吉	平成22年1月19日
	会 計 責 任 者	原 田 秀 豊	長 友 克 吉	
県都宮崎を豊かにする会	主たる事務所の所在地	宮崎市船塚3丁目82番地 1	宮崎市松橋1丁目6-36 平野ビル2階	平成22年1月20日
	代 表 者	津 村 重 光	松 田 功	
津村重光後援会	主たる事務所の所在地	宮崎市船塚3丁目82番地 1	宮崎市松橋1丁目6-36 平野ビル2階	平成22年1月20日
	代 表 者	津 村 重 光	綾 部 隆 夫	
県都光政会	主たる事務所の所在地	宮崎市船塚3丁目82番地	宮崎市松橋1丁目6-36	平成22年1月20日

		1	平野ビル2階	
黒木健二後援会	代 表 者	中 島 弘 明	前 田 憲 昭	平成22年1月28日
古川禎久後援会	代 表 者	谷 口 勇 孝	井 上 博 水	平成22年1月29日

3 解散届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大西幸二グリーンパーティ	大 西 幸 二	大 西 健	延岡市古城町5丁目39-1	平成22年1月8日
宮崎ネットワーク運動かどがわ	神 崎 千 香 子	早 瀬 陽 子	東臼杵郡門川町加草5-30	平成22年1月13日
宮正会	中 原 長 幸	稲 森 篤 雄	都城市山田町山田9755番地の47	平成22年1月18日
北盛会	盛 武 義 美	盛 武 義 明	延岡市北川町長井3953	平成22年1月19日
盛武義美後援会	石 本 篤 信	矢 野 耕 作	延岡市中央通3丁目6-3	平成22年1月19日

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成22年3月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 大西幸二グリーンパーティ

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 宮崎ネットワーク運動かどがわ

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 26,617円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 26,617円

(2) 支出総額 26,617円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 26,617円

(ア) 個人からの寄附 26,617円

合 計 26,617円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 26,617円

(エ) 事務所費 26,617円

合 計 26,617円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 宮正会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 北盛会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	38,736円
ア 前年繰越額	38,709円
イ 本年収入額	27円
(2) 支出総額	0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	27円
合 計	27円

政治団体の名称 盛武義美後援会

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	226,778円
ア 前年繰越額	226,623円
イ 本年収入額	155円
(2) 支出総額	6,890円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	155円
合 計	155円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	6,890円
(ア) 人件費	6,890円
合 計	6,890円